

2021 年度国別研修「ジンバブエ 5S-KAIZEN TQM 手法による質向上」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構九州センター（以下「JICA 九州」という）は以下の業務について、別紙のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、5S-KAIZEN-TQM の活動に従事する医療従事者及び保健省質管理／質改善局職員に対し、パイロット病院及び保健省において同手法を実施及び指導する人材の知識向上を図り、同国における保健医療サービスの質向上・施設の維持管理能力が向上することを目指した研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、株式会社 ティーエーネットワーキング（以下「特定者」という）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は、所属する専門家がジンバブエで 5S-KAIZEN-TQM 手法の公立病院への導入活動を行っており、参加候補者の所属機関の活動実績やジンバブエにおける医療状況の知見を有しています。さらに 2020 年度には「5S-KAIZEN を通じた病院における安全とサービスの質向上」の遠隔研修実績も有しています。

本研修の目標達成のため効果的な研修プログラムを提供できることから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2021 年度国別研修「ジンバブエ 5S-KAIZEN TQM 手法による質向上」研修委託業務
- (2) 業務内容：別紙 1「研修委託業務概要」のとおり。
- (3) 遠隔研修実施期間
2021 年 11 月 1 日から 2021 年 11 月 5 日まで（予定）
- (4) 履行期間
2021 年 10 月 4 日から 2021 年 12 月 24 日まで（予定）

2 応募要件

- (1) 基本的要件：
業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。

(2) 資格要件等：

- ① 公示日において、令和元・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格を有する者（以下「全省庁統一資格者」という）。

なお、全省庁統一資格者でない者で参加意思確認書の提出を希望する者は、必要な書類を提出することで、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

- ② 会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

- ④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

- ⑤ 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(3) その他の要件：

業務を統括するための統括責任者を選任し、当機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修委託業務が円滑に進むような体制を構築できる者。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認申請書の提出	提出期間	2021 年 8 月 2 日（月）午前 10 時から 同年 8 月 16 日（月）午後 4 時まで
	提出場所	JICA 九州研修業務課 〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野 2-2-1
	提出書類	・参加意思確認書（別紙 2） ・同書 2 応募要件 に記載の各事項を証明する資料
	提出方法	持参又は郵送（書留としてください）
(2) 審査結果の通知	通知日	2021 年 8 月 18 日（水）
	通知方法	参加意思確認書の提出者：郵送 特定者：JICA 九州ウェブサイト「調達情報」 「公告・公示情報」「研修委託契約」で公開。
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 九州 研修業務課
	請求方法	持参又は郵送（書留としてください）
	請求期限	2021 年 8 月 24 日（火）
	回答予定日	2021 年 8 月 25 日（水）
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。

- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除
- (11) 共同企業体の結成：認めない
- (12) 当機構の契約競争関連規定は、当機構ウェブサイトの「調達情報」(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (13) 情報の公開について：
本公示により、公募参加確認書を提出する者については、その法人・団体名を契約情報として当機構ウェブサイト上に公表しますので、予めご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約相手方と契約に関する情報を当機構ウェブサイト上に公表しますので、必要な情報を当機構へ提供すること及び情報を公表することに同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結についてご理解をお願いいたします。
具体的には、参加意思確認書の提出をもって本件情報の公開について同意されたものとします。

以 上

別紙1：研修業務委託概要

別紙2：公募参加確認書

別紙3：誓約書

別紙4：資格審査申請書

2021 年度国別研修「5S-KAIZEN TQM 手法による質向上」研修委託契約業務概要

1. 当該研修コースの概要

(1) コース名

2021 年度国別研修「5S-KAIZEN TQM 手法による質向上」

(2) 案件概要

ジンバブエ共和国（以下、「ジンバブエ」という）では、「National Health Strategy 2020～2025 年」において、保健医療システムの強化によるさらなる保健医療サービスの質の向上を掲げているが、依然として HIV、結核、マラリア等感染症による死亡率が高いことに加え、非感染症疾患も主な死因となりつつあり、感染症と非感染症の両方が保健医療システムを圧迫している。5 歳児以下の死亡率に関しても、早産、周産期仮死、敗血症が全体の 44% を占めており、保健医療サービスへのアクセスが課題である。2000 年代以降の経済状況の悪化により、保健医療システムの維持のための人材や資材の確保のために、国外からの資金に頼らざるを得ない状況にある。このような状況を踏まえ、利用可能な人材・資材を最大限に活用した上で、アクセス可能かつ公平で適切な価格の保健医療サービスへのアクセスを確保することが急務と考えられる。

同国で JICA は、保健医療分野における 5S-KAIZEN-TQM (Total Quality Management) の普及及び定着を目的として、2016-2018 年及び 2019 年からの 2 回にわたり個別専門家を派遣してきた。今後、5S-KAIZEN-TQM に関する技術協力プロジェクト実施を予定しているが、本研修実施により、同プロジェクト開始前の足掛かりとなることが期待される。

新型コロナウイルス感染症とそれにかかる渡航措置に鑑み、2021 年度は来日が困難であることから遠隔にて研修を行う。遠隔研修では、5S-KAIZEN-TQM の活動に従事する医療従事者及び保健省質管理／質改善局職員への研修を実施することにより、パイロット病院及び保健省において同手法を実施及び指導する人材の知識向上を図り、同国における保健医療サービスの質向上・施設の維持管理能力が向上することを旨とする。

(3) 研修目的（案件目標）

ジンバブエでの 5S-KAIZEN TQM 手法の定着に向けた取り組み状況や持続的な病院内のサービスの質改善活動を行うための実施体制づくり、実施計画、モニタリング方法、評価方法、改善策の企画・実施能力が向上する。

(4) 研修の到達目標（単元目標）

- ・ 参加者が 5S-KAIZEN-TQM 理念を理解し、行政や医療現場等でのマネジメント能力を発揮するために必要な知識が向上する。
- ・ 参加者が日本や他国の 5S カイゼン実施状況を理解し、比較検討の上で自国の改善案を作成する。

(5) 研修内容

1) 研修項目

本コースのカリキュラム構成は、概ね以下の項目からなる。応募書類提出時に提出されるジョブレポートにおいて抽出された課題・問題点を念頭に置き、講義で学んだことについて自身で考え、討論等で理論を体得することを基本プロセスとする。その結果、課題解決のためのアクションプランを作成することを目指す。また、本遠隔研修は、各研修参加者の勤務先もしくは自宅等から研修に参加することを想定している。会場借り上げなどが必要な際は、別当検討することとする。

2) 研修方法

プログラムは英語で実施する。通訳が必要な場合は、JICA が別途コースに配置する研修監理員（日本語/英語）がこれを行う。

① 講義

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して、研修員の理解を高めるべく講義を実施する。講義ではジンバブエの 5S-KAIZEN-TQM 定着に向けた取り組み状況を踏まえ、ジンバブエのニーズに合わせた講義内容を含めることとする。講義で実施する項目は、日本とウガンダ、タンザニア、スリランカなどの先行国における 5S-KAIZEN-TQM に関する実践事例を紹介するとともに、KAIZEN 手法や、KAIZEN テーマとして取り上げられる患者安全、感染制御等に関する講義を提供する。また、使用教材に関しては、ジンバブエの 5S 個別専門家が使用している既存のものを活用することとするが、新たに作成する必要がある場合は事前に JICA 担当事業部及び国内機関と協議することとする。

② 演習

講義で学んだ内容を研修員が実務で活用することを狙いとして、5S-KAIZEN-TQM にかかる遠隔でのワークショップ演習を実施する。また、5S-KAIZEN-TQM を実際に用いた結果を研修員同士で比較・討論・発表させ、5S-KAIZEN-TQM についての理解を深める。また、保健サービスの質改善に関する政策や好事例の共有及び各自の所属病院の課題分析を行う時間を設ける。

③アクションプランの作成指導・発表

ジンバブエにおける 5S-KAIZEN-TQM の定着化のため、ジンバブエの課題に合わせたアクションプランの作成を指導する。あわせて、各研修員の問題意識について研修員・研修実施関係者間で相互理解を深めるため、研修員が作成したアクションプランを発表させ、討論及び評価を実施する。

(6) 研修員

- 1) 定員：12 名程度（参加人数に関しては JICA 担当事業部及び国内機関と受注者が協議し、最終的に参加人数を決定する）
- 2) 研修対象国：ジンバブエ
- 3) 研修対象組織：対象者：本研修の対象者は、現在活動中の 5S 個別専門家が対象としている対象病院 Quality Improvement Team / Hospital Management Team メンバー、州保健省スタッフで英語でのコミュニケーションが可能な者とする。事業の持続性の観点から、8 病院及び保健省の 9 機関のうち、3 病院から 2 名ずつ、1 病院から 1 名、保健省 Quality Assurance / Quality Improvement 局から 1 名の計 8 名。

(7) 遠隔研修期間（予定）：2021 年 11 月（5 日程度）

2. 委託業務の範囲及び内容

(1) 遠隔研修実施全般に関する業務

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・調整
- ② 遠隔研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ③ 遠隔研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ 当機構その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 遠隔研修の事前準備及び運営管理とレビューとモニタリング
- ⑥ 各種発表会の実施
- ⑦ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑧ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑨ 評価会への出席、実施補佐
- ⑩ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑪ 反省会への出席
- ⑫ 講義の評価

(2) 講義（演習・実習）の実施に関する業務

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認

- ⑤ 講義等実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付

(3) 留意事項

JICA は研修実施に関し、必要に応じ英語の研修監理員を 1 名配置する。
研修監理員は講義及び演習・実習等の通訳を兼務する。

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各 1 部ずつ、
業務完了後速やかに提出する。

4. その他

本業務概要は予定段階のものであり、詳細については変更される可能性も
ある。

以上